

第十三号の五様式（第十八条の三十六第二項関係）

（表面）

<b>児童福祉検査証</b>		第	号
写  真	官 職 又は職名		
	氏 名		
	生年月日		
児童福祉法第二十四条の十五及び第二十四条の十九の二に定める 当該職員であることを証する。			
令和 年 月 日 交付			
こども家庭庁長官		印	
都道府県知事			
市（区）町村長			

（裏面）

児童福祉法（抄）	
第十九条の十六（略）	
② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
④（略）	
第二十一条の五の二十七（略）	
②～④（略）	
⑤ 第十九条の十六第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。	
第二十四条の十五 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下この項において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児入所施設等、当該指定障害児入所施設等の設置者の事務所その他当該指定障害児入所施設等の運営に係る場所に入立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
② 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。	
第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定（中核市の長に係る部分を除く。）は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
注意	
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。